

2020年度NACCSプログラム変更要望一覧（2019年度緊急対応案件）

No.	業務区分	業務内容	業務コード	変更等事項	使用頻度	現行内容	変更等要望内容	効果	検討結果
R01-005	その他	管理資料	T19	保税蔵置場に配信する管理資料データの反映について	当社全体(10保税蔵置場)としては、年間航空貨物を150件程度取扱っている。	輸入される航空貨物の通関における管理資料データ(T19)について 現行システムでは、保税蔵置場に航空便による保税貨物を搬入し、その貨物がマニュアル通関された場合、「許可・承認等登録通知情報(輸入通関)」に記載されている種別コード: M I Cの輸入許可書はNACCSの専用プリンターから出力されますが、配信される管理資料データ(T19)にその輸入許可情報が反映されない。 海上貨物の管理資料データ(G01)の「搬出区分」の欄には、I CまたはM I Cとして記載されどちらも反映されている。 マニュアル通関された場合は、保税蔵置場では運送単位にマニュアル台帳を作成することになる。	当社としては、NACCSから配信される管理資料データを取得し保存することにより保税台帳としたい。従って、航空便で搬入されマニュアル通関された保税貨物の場合においても、NACCSから配信される管理資料データに当該データを反映させて頂きたい。	保税蔵置場において、海上便又は航空便で搬入される保税貨物に関する保税台帳は、NACCSから配信される管理資料データを取得し保存することにより保税台帳となる。例外的なことを除けば、マニュアル台帳を作成しなくて良く事務の合理化になる。	2020.3.15実施予定 仕様変更 項番6N-19-041 P A I業務及びP A K業務にて輸入許可登録された航空貨物について、輸入許可後O U T不要設定がされている蔵置場においても管理資料「航空輸入貨物搬出入データ(T19)」に計上されるよう変更する。